

法人税の改革について（案）

3. 法人税の改革と併せて検討すべき事項

（1）BEPS プロジェクトを踏まえた国際課税の見直し

① 現状

近年、グローバル企業が税制の隙間や抜け穴を利用した節税対策により法人税等の負担軽減を図っていることにつき、国際的に批判が高まっている。こうした状況を是正し、実際に企業の経済活動が行われている場所での課税を十分に可能とするため、OECDは2012年6月より「BEPS (Base Erosion and Profit Shifting : 税源浸食と利益移転) プロジェクト」を開始し、2013年7月に15項目からなる「BEPS 行動計画」を公表した。現在、OECDはBEPS 行動計画の各項目について検討を進めており、今後、新たに国際的な税制の調和を図る方策を順次勧告することとしている。

② 改革の方向性

国際的な租税回避を防止し適正な課税を確保するため、わが国の国際課税制度についても、見直しを検討すべきである。

外国子会社配当益金不算入制度は、外国子会社から受ける配当について、現地で損金算入される配当も制度の対象とされており、二重非課税の問題が生じている。BEPS プロジェクトにおいて、二重非課税が生じないように、配当益金不算入制度を採用している国は、損金算入配当を制度の対象外とするよう求められていることを踏まえ、損金算入配当を外国子会社配当益金不算入制度の対象外とすべきである。

他にも BEPS プロジェクトでは、移転価格税制について、無形資産の移転等への課税のあり方や文書化の検討が進められている。また、外国子会社合算税制について、合算課税の対象となる資産性所得の範囲等について議論が行われている。こうした他の国際課税制度についても、BEPS プロジェクトの議論を踏まえつつ、幅広く見直しを進めていく必要がある。

（2）法人税以外の税目

（d）新税

例えば、欧州諸国では銀行税が導入され、法人課税の一翼を担っていることなども踏まえ、法人税率引下げの財源確保の一環として、新税導入の可能性も検討すべきである。また、上述の課税ベース拡大の取組みの状況も踏まえ、さらに課税ベースの過度な縮小を防ぐ必要がある場合には、アメリカの代替ミニマムタックス制度のような最低課税制度の導入についても検討することが考えられる。